

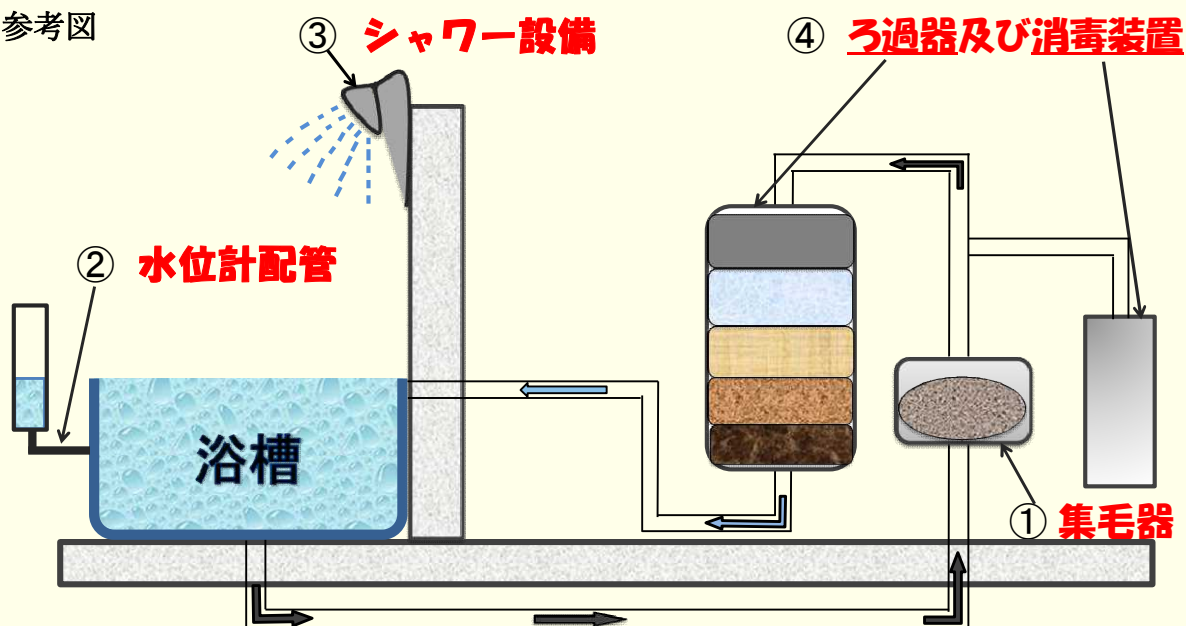
# レジオネラ属菌対策のため、 公衆浴場法施行条例・旅館業法施行条例 が改正されます。

衛生の措置に次の項目を加えます。

○施行日：令和2年2月1日

- ① 「**集毛器**」は毎日清掃し、及び消毒すること。
- ② 「**水位計配管**」は1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- ③ 「**シャワー設備**」は、6ヶ月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- ④ 「**ろ過器及び消毒装置**」は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

参考図



## レジオネラ属菌とは？

レジオネラ属菌は、土の中や河川、湖沼など自然界に生息している細菌です。20～50℃で増殖するため、衛生管理が不十分な場合、浴槽水やシャワー等から多く検出されます。

## レジオネラ症とは？

レジオネラ症は、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。レジオネラ肺炎を起こすと急激に重症になって、生死にかかわる場合もあります。



# 改正のポイント



## ① 集毛器



point!

①**集毛器**は髪やゴミが溜まり、レジオネラ属菌の温床になりますので、毎日、清掃と消毒が必要です。

## ② 水位計配管



point!

②**水位計配管**は浴槽のお湯を抜いた後も多少水滴が残り、レジオネラ属菌の温床になりますので1週間に1回以上、清掃と消毒が必要です。

## ③ シャワー設備



point!

③**シャワー設備**は破損箇所レジオネラ属菌が繁殖したり、内部が汚れているとレジオネラ属菌の温床になりますので6ヶ月に1回以上の点検と年に1回以上の洗浄と消毒が必要です。

## ④ ろ過器及び消毒装置



point!

④浴槽に湯水がある場合、**ろ過器、消毒装置**を止めてしまうと清浄な湯を浴槽に供給できず、消毒薬による殺菌もできないため、レジオネラ属菌が繁殖してしまいます。そのため、常に作動させることが必要です。